

| | |
|-------------------------|---|
| 機関名 | 愛媛県警察本部 |
| 任命権者 | 愛媛県警察本部長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日 |
| 愛媛県警察における障がい者雇用に関する課題 | 他の行政機関と比較しても、法定雇用率及び定着状況ともに概ね順調と考えているが、障がい者である職員の活躍を促進するためには、職場や職務に対する満足度に関する調査を実施、結果に基づき改善方法を検討する等、働きやすい職場づくりを進めていくことが必要である。 |
| 目標 | |
| ① 採用に関する目標 | 【実雇用率】(各年6月1日時点) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.67% (評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理 |
| ② 定着に関する目標 | 不本意な離職者を極力生じさせない (参考) 令和元年6月1日時点の常勤・1年定着率：100% (評価方法) 毎年任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理 |
| 取組内容 | |
| 1 障がい者の活躍を推進する体制整備 | ○ 障がい者雇用推進者として警務部長を選任する(令和元年9月5日に選任済)。 ○ 障がい者職業安定相談員を適宜選任する。 また、選任された職員又は選任が予定される職員に対し、愛媛労働局が主催する障がい者生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 障がい者雇用推進者、障がい者職業生活相談員の選任が行われた場合は障害のある職員のみならず、全職員に周知し、障害のある職員はもちろん、その上司や同僚などから意見や相談にも対応する。 なお、意見や相談については、必要に応じて外部の関係機関と連携し、改善に努める。 |
| 2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○ 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 |
| 3 障がい者の活躍を推進するた | ○ 募集・採用に当たっては、次の取扱いを行わない。 ・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定 |

| | |
|--------------------|---|
| <p>めの環境整備・人事管理</p> | <p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○ 毎年6月時点で在籍している障がい者に対し、アンケート調査を行い、満足度やワーク・エンゲージメントの実態に関するデータの把握及び進捗管理を行う。</p> <p>併せて、アンケート又は必要に応じて行う面接等により収集した意見等について、実現の可否や実態の是非について検討を行い、障がい者である職員が活躍できる職場環境の整備に努める。</p> |
| <p>4 その他</p> | <p>○ 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> |